

「保育」の戦後史」正誤表

(※「行」は見出しを除いた行数)

頁	訂正箇所	誤	正
96	12	「一四―一五頁	(削除)
94	16	五五三―一五七頁	五六一―一五七頁
89	7	運営している	運営をしている
88	19	この関係が今現在では	この関係が今現在では
84	3	「やむを得ない場合」に	「やむを得ない」場合に
83	20	なるべく速やかに	なるべく速かに
83	19	程度の高いもの	程度の高い者
83	15	十分な保護養育	充分な保護養育
83	13	十分な保護養育	充分な保護養育
83	8	行われて居る	行われておる
82	12	労働又は疾病等の理由	労働又は疾病等の事由
82	11	乳児または幼児	乳児又は幼児
82	10	労働又は疾病等の理由	労働又は疾病等の事由
80	5	参議院厚生委員会	参議院厚生委員会
79	12	かければよい	かければよい
79	8	委託があった場合	委託のあった場合
78	2	「訂正、増補」	「訂正増補」
77	9	農業期保育その他	農業期その他
76	12	施行にあたって	施行にあたって
76	3	明朗積極性を与える	明朗積極性を与へる
75	8	明朗積極性を与える	明朗積極性を与へる
74	19	経済的状況	経済的諸情勢
66	18	よいのではなからうか	よいのでなからうか
61	9	本論文では、	本書では、
55	4	この法律で学校とは、小学校、中学校、高等学校、養護学校、及び幼稚園とする	この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする
52	5	一九四八年一月二〇日	一九四七年一月一〇日
50	3	まに合わなかった	間に合わなかった
20	13	「家庭において保育を受けることとは、幼い幼児に困難な状況に陥り、一時的主たる養育者たる者が、その一時にその預かり、必要な保護を行うものとして、	「養護及び教育(第三十九条の二第二項に規定すること)として、

頁	訂正箇所	誤	正
155	8	「開きが大きい」状況	「開きが大きい」状況
155	7	代替施設的に運用して	代替施設的に運用して
146	19	保育要求	保育需要
136	9	役割を果たして	役割を果たして
135	10	平等に行うのが原則	平等に行うのが原則
135	2	平等に行うのが原則	平等に行うのが原則
133	13	「四、五歳児から	「4、5歳児から
131	131	適正に配置されるように	適正に配置が行なわれるように
131	131	現状においては両者ともその普及の状況はふじゅうぶんであるから、それぞれがじゅうぶんであるから、それぞれがじゅうぶんであるから、それぞれがじゅうぶんであるから、	現状においては両者ともその普及の状況はふじゅうぶんであるから、それぞれがじゅうぶんであるから、それぞれがじゅうぶんであるから、それぞれがじゅうぶんであるから、
131	131	教育に関するものは、	教育に関するものは、
131	131	行なうことを	行なうことを
123	123	認識され幼稚園および	認識され、幼稚園および
123	123	所用補助金	所要補助金
120	120	用をなさない	用をなさない
111	111	予算措置がともなう必要が	予算措置をともなう必要が
107	107	昭和三十八年に	昭和38年に
107	107	調整が行われていない	調整が行われていない
106	106	文部省初等教育局長	文部省初等中等教育局長
104	104	十分慎重に	十分慎重に
104	104	少なくとも	少なくとも
103	103	保育所の設置箇所	保育所の設置箇所
102	102	「児童福祉の増進は公営私営	児童福祉の増進は「公営私営
101	101	施設設備等について指導助言	施設設備等について指導助言